

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：穴水町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

（１）旧穴水町地域

曾福棚田、天神谷棚田、下唐川棚田、越渡棚田、上中棚田、桂谷棚田、大角間棚田、
宇留地棚田、鹿島棚田、大坪棚田、丸山集落

範囲については、別添１－１－①～⑪のとおり。

（２）旧住吉村地域

木原棚田

範囲については、別添１－２－①のとおり。

（３）旧兜村地域

甲棚田、曾良棚田

範囲については、別添１－３－①～②のとおり。

（４）旧諸橋村地域

沖波棚田、前波棚田

範囲については、別添１－４－①～②のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

① 荒廃農地の発生防止

- ・令和１１年度まで各棚田の保全に取り組む面積を現状維持する（現状 174.63ha）。
- ・令和１１年度まで各棚田における新たな荒廃農地を発生させない（現状 16.92ha）。

② 担い手の確保

- ・令和１１年度まで各棚田の保全に取り組む人数（団体）を減少させない（現状 262人）。
- ・令和１１年度までに棚田の耕作を行う認定農業者、認定新規就農者等、人・農地プランに位置付けられた中心経営体を全体で１つ以上増加させる。

③ 生産性・付加価値の向上

令和１１年度までに導入したハンマーナイフモア、防除用ドローンや自動給水機などのスマート農業機器を活用して、１日の作業時間を４時間／人から２．５時間／人に減らし農作業の省略化を図る。

- ・令和１１年度までに「能登棚田米」の生産性の維持・向上を図り、世界農業遺産に認定された能登の里山里海で育ったブランド米として高付加価値農業を推進する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・令和11年度までに棚田米の販売量を3.0tから3.4tに増加させる。
- ② 自然環境の保全・活用
 - ・小中学生に向けた農業体験学習を年1回以上開催し、年間20人の参加者を確保する。（下唐川棚田地域）
- ③ 良好な景観の形成
 - ・各棚田において年2回以上草刈り等を行い、人の手の入った美しい田園風景を維持する。
- ④ 伝統文化の継承
 - ・各棚田地域で毎年開催している地域の象徴である神社・宮での収穫祈念や地域で収穫した農産物を奉納する等地域の交流を維持する祭事等を、次世代に引き継ぐよう継続して年1回以上開催する。（宇留地棚田地域の虫送り祭り）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・令和6年度までに1人以上移住・定住者を確保できたが、地震や大雨などの影響により、移住・定住者の人数を増やすのは大変困難なことから引き続き、令和11年度までに農業体験などで、棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大に取り組む棚田地域を増加させ、全体で移住・定住者を1人以上獲得する。
- ② 棚田を観光資源とした地域振興
 - ・令和11年度までに棚田を観光資源のひとつとして情報発信するとともに、棚田を活用したイベント等を開催することで交流人口の拡大を図る。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

- ① 棚田等の保全
 - ・荒廃農地の発生防止
 - 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、ボランティア等を活用しながら、各棚田の荒廃農地の発生防止に取り組む。
 - ・担い手の確保
 - 中山間地域等直接支払制度等を活用しながら、各棚田における担い手の確保を促進する。
 - 町単独事業や国の事業を活用して側面支援を行い、生産組織の育成や新規就農者を確保する。
 - ・生産性・付加価値の向上
 - 各棚田において、導入したドローンによる農薬散布、自動給水栓による田の水管理などスマート農業の取組を推進する。
 - 各棚田において、能登棚田米の栽培基準に則り、対象棚田の面積維持・拡大を推

進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - オンライン販売と併せて情報発信していくことで、棚田米の販売促進を図る。
- ・自然環境の保全・活用
 - 小中学生に対し、棚田を活用した田植えや稲刈り等の体験学習を年1回以上開催、年間20人の参加者を確保し、地元の自然環境や農作業の歴史を実体験してもらう。
(下唐川棚田地域)
- ・良好な景観の形成
 - 各棚田において中山間地域等直接支払制度等を活用した集落内の草刈り等の共同作業により、良好な景観を保持していく。
- ・伝統文化の継承
 - 各棚田地域で開催している地域の象徴である神社・宮での収穫祈念や地域で収穫した農産物を奉納するなど、地域の交流を維持する祭事等を継続して開催するため声掛けをして、参加者を募り継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 農業体験などで、棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大に取り組む棚田地域を増加させ、移住・定住者を呼び込む。
 - 棚田を観光資源のひとつとして情報発信するとともに、棚田を活用したイベント等を開催することで交流人口の拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない団体(甲農地保全組合、田んぼ作らん会、伝統行事継承関係団体など各地域の活動組織等)及び個人においても協議会の参加者と連携し、指定棚田地域での活動を実施するものとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし